

平成 30 年 9 月 14 日

株主および登録株式質権者 各位

長崎県長崎市銅座町 1 番 11 号  
株式会社 十八銀行  
代表執行役頭取 森 拓二郎

## 株式併合に関する公告

当行は、平成 30 年 6 月 22 日開催の第 243 期定時株主総会の決議に基づき、平成 30 年 10 月 1 日をもって株式併合を行いますので、会社法第 181 条の規定に基づき、次のとおり公告いたします。

### 記

|                   |                           |
|-------------------|---------------------------|
| 株式併合の割合           | 当行普通株式について 10 株を 1 株に併合する |
| 株式併合の効力発生日        | 平成 30 年 10 月 1 日          |
| 効力発生日における発行可能株式総数 | 41,000,000 株              |

以上

### (ご参考)

1. 当行は、第 243 期定時株主総会において、株式併合の効力発生日である平成 30 年 10 月 1 日をもって単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更する定款変更を併せて決議しております。
2. 上記に伴い、平成 30 年 9 月 26 日から、東京証券取引所および福岡証券取引所における当行株式の売買単位は 1,000 株から 100 株に変更されます。
3. なお、株主の皆様におかれましては特段の手続きは不要ですので、念のため申し添えます。

### 公告中断についての追加公告

平成 30 年 10 月 1 日午前 2 時 00 分から午前 6 時 00 分までの間、当行サーバメンテナンスのため公告を中断しました。